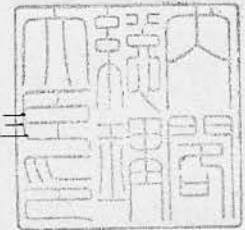




府益担第1410号
平成28年11月24日

公益財団法人日本郵趣協会
代表者 福井 和雄 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年11月24日 から 平成33年11月23日 まで